

宮城県放射光施設関連企業賃料補助金

宮城県は、放射光施設NanoTerasuを利用するために、新たに県内の賃貸施設に入居して事業所を開設する企業に対し、その賃料を補助する「宮城県放射光施設関連企業賃料補助金」を交付し地域産業の活性化を図ります。

1. 補助対象経費等

○補助対象経費

宮城県内における賃貸施設の賃料
(消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金、保証金等を除く)

○交付上限額と補助率

1月あたり上限10万円 (年間120万円を上限)

仙台市内：補助率1/3以内

政令市・中核市を除く市町村内：補助率1/2以内

交付決定から3年間を限度

※対象外となる施設の例

- ・申請者と親密な関係を有する法人又は個人が賃貸人である施設
- ・住居と兼用で利用している施設
- ・放射光施設の利活用に資する事業以外の目的で使用している施設
- ・東北大学連携型起業家育成施設(T-Biz)
- ・レンタルスペース

2. 補助対象者

○県内に新たにオフィス等を開設する者で次に掲げる要件のいずれかに該当する者

- ・NanoTerasuを利用して研究開発等を行う者

→日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する

「大分類E 製造業」

「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類711自然科学研究所」

「大分類O 教育、学習支援業のうち小分類8161大学」のいずれかに該当し、コアリション加入事業者又はNanoTerasuを年間32時間以上利用する見込みがある場合

【NanoTerasuを利用できる制度】

- ・NanoTerasuシェアリング2000(仙台市)・ものづくりフレンドリーバンク(東北経済連合会)
- ・共用利用枠(量子科学技術研究開発機構:QST)
- ・コアリション加入事業者である共同研究先や分析会社の利用枠等

- ・NanoTerasuの利活用に資する事業を行う者

→日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する

「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち、

細分類7441商品検査業、7442非破壊検査業、7459その他の計量証明」のいずれかに該当し、コアリション加入企業が自社のコアリション利用枠を利用して、サービス提供等を行う場合(分析会社による受託測定、分析サービス等を想定)

3. 手続きの流れ等

X年度				X+1年度			
			3/31	4/1~4/10	~5/30		知事が指定する期日まで
賃貸借契約締結	交付申請書提出	交付決定	履行確認	実績報告書提出	額の確定	補助金の支払	事業状況報告書提出 (X+1年度分)

X年度で補助金の交付が終了した場合

X+1年度			X+2年度			
4/1~10	3/31		4/1~4/10	~5/30		知事が指定する期日まで
交付申請書提出 (X+1年度分)	交付決定	履行確認	実績報告書提出 (X+1年度分)	額の確定	補助金の支払	事業状況報告書提出 (X+2年度分)

○必要書類（初年度）

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 補助金交付申請額内訳書
- ・ 入居施設に係る賃貸借契約書の写し，間取り図，その他契約内容を確認できる書類
- ・ 宮城県の県税（税目：全ての県税）の納税証明書（1か月以内のもの）
- ・ 許認可を必要とする業種の場合は，営業許可証等の写し
- ・ 利用時間の付与を受けNanoTerasuを利用する場合は，利用承認書や契約書等の写し
- ・ 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- ・ 登記事項証明書（3か月以内のもの）
- ・ 定款
- ・ 直近の決算書、事業報告書
- ・ 会社案内，事業パンフレット，技術・製品・サービス等の説明資料（カタログ）

【お問合せ先】 宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班

TEL:022-211-2721 E-mail:shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

URL:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/houshakouchinryou.html>